

大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例及び大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市条例第10号

大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例及び大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例(平成26年大和市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は」の次に「、前条に定めるもののほか」を加える。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

(大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例(平成24年大和市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」の次に「、第78条の2の2第1項」を加える。

第4条第1項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限る。)」を加える。

第21条を第22条とする。

第2章中第20条を第21条とし、第8条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(共生型地域密着型通所介護の基本方針)

第8条 前条の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。